内閣参質二二二第二七号
令和八年十一月二十日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員奥田ふみよ君提出国民からの公助の要望に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内　閣

参議院議員奥田ふみよ君提出国民からの公助の要望に関する質問に対する答弁書

一について

前段のお尋ねの「経済的な理由で眼鏡を作成、購入することが難しい世帯の数」については、把握していない。

後段のお尋ねについて、我が国の医療保険制度においては、治療等と疾病等との関係が明らかであり、疾病等に対する有効性、安全性等が確立した治療等を保険適用の対象としていることから、近視等の視力矯正用眼鏡は療養費の支給対象としていないが、「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」（平成十八年三月十五日付け保発第〇三一五〇〇一号厚生労働省保険局長通知）における「小児の弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正・・・の治療用として用いる眼鏡」は療養費の支給対象としており、これらの取扱いを変更することは考えていない。

二について

御指摘の「粗大ゴミ料金及びゴミ袋を無償化」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般廃棄物の処理については、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推

進を図るための基本的な方針（令和七年環境省告示第六号）において、「市町村は、（中略）経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである」と示しているところ、一般廃棄物の排出者から粗大ごみの処理に要する費用に係る手数料を徴収するか否か及び当該排出者に対して一般廃棄物の処理に要する費用に係る手数料に相当する額を販売価格に含むごみ袋の使用を義務付けるか否かについては、各市町村が、同方針を踏まえ、地域の実情に応じて判断すべきものと考えている。

三について

御指摘の「一部の地方自治体で救急車の有料化が進められている」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、特定の保険医療機関に救急車で搬送された患者の一部について、一部の保険医療機関が、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第五条第二項又は第三項第二号に基づき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第五号に規定する選定療養に関する特別の料金の支払を求める運用について、一部の地方公共団体が周知していることは承知している

ものの、救急車で搬送された国民に対して市町村が救急業務に要する経費を請求した事例等は承知していないことから、「全国一律で救急車の利用は無償にできるよう」にするための「財政措置」に関するお尋ねについてお答えすることは困難であるが、消防本部における救急救命士の確保等に要する経費の一部については、普通交付税による措置を講じてきているところである。

四について

御指摘の「公立図書館職員」を含め、個々の職にどのような職員を任用するかについては、各地方公共団体において、対象となる職の職務の内容や責任等に応じて、任期の定めのない常勤職員や臨時・非常勤職員等の中から適切に選択されるべきものと考えている。

五について

前段のお尋ねについて、御指摘の「少量かつ少品目で、低栄養価と指摘される給食の実態」は網羅的に把握していないが、文部科学省が二年ごとに実施している調査である「学校給食栄養報告」により、学校給食における児童又は生徒の栄養摂取状況に関する実績の全国的な平均値等を把握している。また、同省においては、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条第一項に規定する「児童又は生徒に必要

な栄養量・・・について維持されることが望ましい基準」として「学校給食摂取基準」（学校給食実施基準（平成二十一年文部科学省告示第六十一号）別表に掲げる児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準をいう。）を定めるとともに、各都道府県教育委員会等に対し、同基準に照らして適切に学校給食を実施するよう促しているところである。

後段のお尋ねについては、御指摘の「各地方自治体の財政状況にかかわらず、全ての子供が充実した学校給食の提供を受けられるよう」にすることにも資する取組として、令和八年四月から、地方公共団体に対し、公立の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の学校給食に係る食材費等に相当する額の二分の一に当たる額を交付しているところである。

六について

政府としては、公共交通機関が提供する輸送サービスは利用者からの運賃又は料金による収入を基本として運営することが原則であると考えており、お尋ねのように「運行継続に必要な費用を全額、国が財政措置」することは考えていないが、地域公共交通の維持等に係る国の関与の在り方については、令和八年六月二日の参議院国土交通委員会において、金子国土交通大臣（当時）が「地域公共交通は、国、地方公

共団体、交通事業者などが、それぞれの役割を適切に果たしつつ、地域の実情に応じて、持続可能な形でその確保を図っていくべきものと考えております。国におきましては、（中略）とりわけ、地方公共団体や交通事業者などが自らの役割を適切に果たせるよう、地方運輸局等による伴走支援や様々な財政支援などにより積極的に支援しているところであります。（中略）引き続き、国が積極的に地域公共交通政策の責務を担い、安全で持続可能な地域公共交通の実現に万全を期してまいります」と答弁しているとおりである。